

# 名古屋市立藤森中学校 P T A 会則（案）

## 総 則

- 第 1 条 本会は名古屋市立藤森中学校 P T A と称し、事務局を藤森中学校におく。
- 第 2 条 本会は会員相互の理解と協力により、藤森中学校の教育の伸展と幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会の会員は、藤森中学校の生徒の保護者と本校教職員とする。

## 目 的

- 第 4 条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。
- 1 学校教育の伸展ならびに生徒の福祉増進に関する活動
  - 2 会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動
  - 3 その他、本会の目的達成に必要と認められる活動

## 役 員

- 第 5 条 本会には次の役員をおく。
- 1 会長 1名(P)      2 副会長 若干名(P)      3 書記 4名(P. 2 T. 2)
  - 4 会計 3名(P. 2 T. 1)      5 会計監査 2名(P)
- 第 6 条 役員任期は、1 年とする。ただし、会計監査以外は再選することができる。
- 第 7 条 役員選出及び任期は次のようにする。
- 1 会長及び副会長・会計監査は会員の中から選出し、総会において承認を求め。
  - 2 書記・会計は、会長が委嘱する。
  - 3 保護者代表は役員の中から互選する。
  - 4 役員に欠員が生じた場合は、すみやかに補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補充については、役員でその方法等について協議する。
- 第 8 条 役員任務は次のようにする。
- 1 会 長 本会を代表し会務を総理する。
  - 2 副 会 長 本会を補佐して、会長事故あるときはその任務を代行する。
  - 3 書 記 本会の庶務事務を処理する。
  - 4 会 計 本会の会計事務を処理する。
  - 5 会計監査 会計の監査をする。

## 委 員

- 第 9 条 委員選出は次のようにする。
- 1 学年委員は各学年の保護者の中から数名選出する。また、学年委員は文化、広報等の仕事にも携わる。
- 学年委員の役割
- 学級の保護者の理解を図り、学年の諸問題等を相談する。
  - 会員相互の親睦と一般教養の研修に関する活動をする。
  - 新聞を発行する等広報についての活動をする。

## 顧 問

- 第 10 条 本会は顧問をおく。顧問は校長及び前会長とし、本会の重要事項につき諮問に応ずる。

## 機 関

第11条 本会は次の機関をおく。

- 1 総 会 年度計画及び報告・年度予算・決算報告・その他総会に関する事項を審議する。
- 2 全委員会 総会に次ぐ機関であり役員及び全委員をもって構成され、本会の事業を審議する。なお、緊急を要する審議事項は、総会を代行することができる。
- 3 役員会 運営委員会に提出する事項を審議し、また緊急事項を検討する。

## 会 計

第12条 本会の経費は、会員の会費、その他の収入をもってこれにあてる。会費は総会において決定する。

第13条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

## 細 則

第14条 本会の細則は必要に応じて別に定めることができる。

## 改 正

第15条 本会の会則は総会に諮って変更することができる。

付 則 本会則は、昭和55年4月1日より施行する。  
昭和62年4月28日一部改正。  
平成10年2月18日一部改正。  
令和 5年4月26日一部改正。  
令和 6年1月26日一部改正  
令和 7年4月25日一部改訂（案）